平成２９年労第１７８号

主　　文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第１　再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第２　事案の概要

１　請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、システムエンジニアとして会社の顧客先であるC研究所（以下「顧客先」という。）に常駐し、システム開発業務に従事していたが、平成○年○月○日、自宅において縊死した。

２　請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした（以下「前回処分」という。）。

請求人は、前回処分に係る給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けで、前回処分を取り消す旨の決定をした。

３　本件は、監督署長が審査官の取消決定を受け、被災者の給付基礎日額を○円とした上で、遺族補償給付の給付基礎日額を年齢階層別最高限度額の○円と、葬祭料の給付基礎日額を○円と算定して、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の変更決定処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

４　請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再

審査請求をした。

第３　当事者の主張の要旨

１　請求人

（略）

２　原処分庁

（略）

第４　争　　点

本件処分における遺族補償給付の給付基礎日額が○円を超えるか、また、葬祭料の給付基礎日額が○円を超えるか。

第５　審査資料

（略）

第６　理　　由

１　当審査会の事実認定

（略）

２　当審査会の判断

（１）請求人は、給付基礎日額の増額をした上で、支給金額の増額を求める旨主張しているが、本件処分に係る審査請求において、未払の残業代等が算定されていない旨を主張しているものの、その具体的な不服内容等詳細を主張していない。

（２）当審査会としては、改めて一件記録を精査するも、審査官が認定した被災者の労働時間は、被災者の労働実態に即して精査した妥当なものと判断するところであり、請求人が主張する時間外労働に係る割増賃金の未払があるとは認められないことから、決定書理由に説示するとおり、被災者の平均賃金は○円と判断する。

（３）しかしながら、行政不服審査法において、審査請求人の不利益に当該処分を変更することができない旨が規定されているところ、監督署長は時間外労働時間の算定を誤り、遺族補償給付の給付基礎日額を、労災保険法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額の年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を定める告示（平成２６年厚生労働省告示第３１２号）による最高限度額○円と、葬祭料の給付基礎日額を○円と算定しており、監督署長の処分に変更を求めた場合、請求人にとって不利益が生じることになるため、監督署長の処分に変更を求めることはできない。

3　結　　論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。